

令和８年度
保護者向け連絡サービスの導入に係る
プロポーザル募集要領

令和８年７月
練馬区教育委員会事務局
教育振興部 教育施策課

1 目的

本要領は、「令和8年度 保護者向け連絡サービスの導入」について、価格のみで競争する方式ではなく、企画力・技術力・実績などを総合的に評価して最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式により実施する際の必要事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

令和8年度 保護者向け連絡サービスの導入

(2) 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

区立学校、区立幼稚園、学校教育支援センターおよび練馬区役所

※ 詳細は、別紙1 履行場所一覧のとおり

(4) 履行内容

別紙2 提案依頼仕様書のとおり

(5) 概算経費

5,500,000円（税込）

※ 概算経費を超える見積金額の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

下記の条件をすべて満たすこと。

(1) 令和5年4月以降に、公立学校または私立学校等（学校教育法第1条に規定する学校）において、本件で提案する保護者向け連絡サービスの導入・運用実績があること。

(2) 下記の営業種目について、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにより定められた共同格付による等級区分が、応募届提出時点においてA、BまたはCであること。

営業種目：121 情報処理業務

(3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001またはJIS27001）の認証を受けていること。

(4) 仕様書別紙4「情報の保護および管理に関する特記事項」やその他関係法令等で求められる個人情報の安全管理措置について、遵守できること。

(5) 後述に定めるシステムの操作性等審査（4-7(3)）に必要なテスト用アカウントおよび利用環境を提供できること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

- (1) 提案依頼開始日 令和8年7月6日(月)
 - (2) 応募届提出締切日 令和8年7月21日(火)午後5時
 - (3) 質問締切日 令和8年7月23日(木)午後5時
 - (4) 質問回答日 令和8年7月27日(月)
 - (5) 提案書等提出締切日 令和8年8月5日(水)午後5時
 - (6) 参加辞退届提出締切日 令和8年8月5日(水)午後5時
 - (7) 一次審査結果通知発送日 令和8年8月12日(水)
 - (8) 二次審査日 令和8年8月26日(水)
 - (9) 二次審査結果通知発送日 令和8年9月上旬
- ※ 二次審査はプレゼンテーションを実施。

4-2 応募届の提出

参加を希望する者は、応募届（提出様式ア）を以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年7月6日(月)から令和8年7月21日(火)まで
※ 受付時間は午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）
- (2) 提出方法 提出は電子メールにより行うこと。
※ 電子メールの件名は「【令和8年度保護者向け連絡サービス導入事業者選定】
応募届の提出」とすること。
- (3) 提出先 「8 問合せ先・担当」を参照

4-3 質問および回答

募集に関する質問は、質問票（提出様式イ）に簡潔に記載し、つぎのとおり提出すること。

(1) 質問期間

応募届の提出後から令和8年7月23日(木)午後5時まで

※ 応募届提出前および期限を過ぎた質問は受け付けません。

(2) 質問方法

「8 問合せ先・担当」宛に質問票（提出様式イ）を電子メールに添付して提出すること。

※ 電子メールの件名は「【令和8年度保護者向け連絡サービス導入事業者選定】質問票の提出」とすること。

(3) 回答方法

回答は、令和8年7月27日(月)に応募届を提出した全ての事業者に、質問者名を伏せたうえで電子メールにて送付する。宛先は応募届に記載されたメールアドレスとする。

4-4 提案書等の提出

応募者は、別紙3「提案書等作成要領」に従い、つぎのとおり提案書等を提出すること。

(1) 受付期間

応募届の提出後から令和8年8月5日(水)まで

※ 受付時間は午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

(2) 提出方法

提出は、持参または郵送により行うこと。

※ 持参の場合は、事前に「8 問合せ先・担当」へ電話で連絡のうえ来庁すること。

※ 郵送の場合は提出期限までに必着とし、追跡可能な方法で送付するとともに、発送時に「8 問合せ先・担当」へメールまたは電話で連絡すること。

(3) 提出場所

「8 問合せ先・担当」のとおり

(4) 提出書類

下表のとおり

提出書類		提出部数等
提案に関する書類	① 提案書	正本1部、副本8部
	② 受託実績一覧（提出様式エ）	
	③ 機能要件一覧（提出様式オ）	

提案に関する書類	④ 見積書	正本 1 部、副本 8 部
	⑤ 会社概要・会社組織図	9 部
	⑥ 上記①～④の提出書類一式のデータを記録した磁気記録媒体 (DVD-ROMまたはCD-ROM)	正本 1 枚、副本 1 枚
	⑦ 提案するシステムのテスト用アカウント 別紙 5 「操作性等確認用シナリオシート」に記載した作業を行うことが可能な 1 校分のテスト環境（必要な権限を有するアカウントを含む）および基本操作に関するマニュアル	1 式
法人の資格に関する書類	⑧ 直近 3 年度（令和 5 年度～令和 7 年度）の決算報告書（貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、附属明細書、キャッシュフロー明細書、事業概況説明書またはそれに代わるもの）	各 1 部
	⑨ 登記簿謄本等、練馬区内に本店を有することを証する公的な書類（発行後 3 か月以内の履歴事項証明書） ※ 練馬区内に本店を有する場合のみ、該当しない場合は提出不要	1 部
	⑩ 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む）	1 部
	⑪ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001またはJIS27001）の認証書類の写し	1 部

(5) 提出にあたっての留意事項

- ア 提案書等は①～⑤を 1 セットとし、左綴りの A 4 判ファイルに順番に綴ること。
- イ 書類ごとにインデックス等で表示を行うこと。
- ウ 表紙と背表紙には法人名を記入すること。
- エ A 3 判用紙を使用する場合は折り返して綴じ込み、広げられるようにすること。
- オ ⑥および⑦は、封筒などに入れてまとめて提出すること。
- カ 上記の提出書類「法人の資格に関する書類」は、封筒などに入れ、まとめて提出すること。

(6) 提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間内に限り、応募届および提出書類の差し替えおよび再提出を認める。受付期間終了後の差し替えおよび再提出は認めない。

4-5 辞退

応募届を提出した者が参加を辞退する場合は、令和8年8月5日(水)午後5時までに辞退届(提出様式カ)を電子メールにより行うこと。

※ 電子メールの件名は「【令和8年度保護者向け連絡サービス導入事業者選定】辞退届の提出」とすること。

4-6 評価機関

提案書等の審査および選定は、「保護者向け連絡サービス導入事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行う。

4-7 評価手順

(1) 形式確認

参加事業者が提出した提案書および見積書について、別紙3「提案書等作成要領」に定める要件を満たしていることを確認する。要件を著しく満たさない提案は失格とし、その後の審査は行わない。

(2) 一次審査

ア 提案書等の形式を確認した後、提案内容の審査を行う。必要に応じて、提案書等の内容について、区担当者から質問する場合があるので対応すること。

イ 審査結果に基づき、上位3者程度を二次審査の対象とする。

ウ 一次審査の結果は、令和8年8月12日(水)に参加事業者に対して電子メールにより個別に通知するとともに、書面により発送する。

(3) システムの操作性等審査

ア 一次審査を合格した事業者が提案するサービスに対して、二次審査前に、ユーザー登録、欠席・遅刻等連絡機能、メッセージ送信機能等の基本的な操作を行い、操作性および画面の見やすさを審査する。具体的な操作内容は別紙5「操作性等確認用シナリオシート」のとおりとする。なお、当該操作は区が実施するものとし、事業者による操作支援は不要とする。

イ 審査結果については、二次審査において評価する。

(4) 二次審査

一次審査を通過した提案について、つぎのとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時

令和8年8月26日(水)午前9時～正午

※ 開始時間は、一次審査結果通知で案内する。

イ 実施場所

練馬区役所(練馬区豊玉北6-12-1)

※ 担当者が審査会場へ案内する。

ウ 説明時間等

(ア) 説明時間 20 分

※ 説明時間を超過した場合は、途中で説明を終了する。

(イ) 質疑応答 15 分

エ 参加人数等

(ア) 説明は、本サービスの担当者または責任者が行うこと。

(イ) 入室者は3名以内とすること。

オ 説明内容・説明方法

(ア) 区が求める内容について説明すること。詳細は、一次審査結果通知で案内する。

(イ) 説明にあたっては、専門用語の使用を避け、分かりやすく的確な説明を行うこと。

(ウ) 必要に応じて提案書等の要約資料を使用できる。ただし、提案書等と齟齬がないようにすること。

(エ) 説明用の機器（プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブル）は区が用意する。その他の機器（パソコン等）は提案者で用意すること。

(オ) 質疑応答では、委員からの質問に対し、分かりやすく簡潔に答え、円滑な進行に努めること。

(5) 結果通知

一次審査および二次審査の結果を総合的に評価し、最も評価の高い者を受託候補の第一優先候補者とする。審査結果は、令和8年9月上旬に二次審査参加事業者に対して電子メールにより個別に通知するとともに、書面により発送する。

4-8 評価項目

一次審査、二次審査において、以下の項目について評価を行う。

No	評価項目	一次審査	二次審査	区分
1	基本事項	○	—	技術点
2	受託実績	○	—	
3	機能要件の適合性	○	—	
4	提出書類の適合性	○	—	
5	業務に対する考え、取り組み方法	—	○	
6	追加提案	—	○	
7	プレゼンテーション(質疑応答を含む)	—	○	
8	見積金額の妥当性	—	○	価格点

○：評価対象 —：評価対象外

4-9 評価方法

(1) 評価項目

提案内容は、技術点および価格点により採点する。なお、価格点は見積金額に基づいて算出する。

(2) 技術点と価格点の配点比率

技術点と価格点の割合は下表のとおりとし、総合評価点の満点は200点とする。

評価項目	一次審査	二次審査	合 計
1 技術点（提案内容の評価）	55点	125点	180点
2 価格点（見積金額の評価）	—	20点	20点
合 計（総合評価）	55点	145点	200点

(3) 一次審査および二次審査における評価方法

ア 一次審査では、提案書等の内容の評価する。

イ 二次審査では提案書等の内容に加え、プレゼンテーションおよび質疑応答の内容を踏まえて評価する。なお、プレゼンテーションの詳細は、二次審査対象事業者へ別途通知する。

(4) 技術点の採点方法

ア 評価項目1～7（3を除く）ごとに審査項目を設け、審査項目ごとに5段階評価を行う。

評価基準	評点
特に優れている	5点
優れている	4点
区が求める要件を満たしている	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

イ 評価項目3における評価は5段階とし、評点の付与基準は下記のとおりとする。

評点付与基準	評点
必須要件が満たされており、加点要素が特に優れている	5点
必須要件が満たされており、加点要素が優れている	4点
必須要件が満たされている	3点
必須要件が満たされていない	2点
必須要件が満たされておらず、改善が期待できない	1点

ウ 評価項目ごとの重要性に応じて係数を設定する。係数は2倍～5倍の範囲とし、評点に当該係数を乗じて得点を算出する。

エ 一次審査においては、評価項目1～4の得点を合計し、技術点を算出する。

オ 二次審査においては、評価項目 5～7 の得点を合計し、技術点を算出する。

(5) 価格点の採点方式

ア 価格点は、基準額による「基準価格方式」により算出する。

イ 極端な低価格による品質低下を防止するため、下限額（非公開）を設定する。
下限額を下回る場合は、価格点を 0 点とする。

ウ 上限額（2-(5) 概算経費）と下限額の間には中間価格帯を設定し、見積金額が当該価格帯に含まれる場合は満点（基礎点10点+加点10点=20点）とする。

エ 見積金額が、中間価格帯から上限額方向または下限額方向に離れるに従って、金額差を複数の段階に区分し、各段階に応じた加点（9点～0点）を付与する。

オ 上限額または下限額を提示した場合の価格点は10点（基礎点10点+加点0点）とする。

(6) 総合評価

一次審査での技術点と、二次審査での技術点および価格点の合計を総合評価点とする。

4-10 提案者の選定

(1) 総合評価点による選定

総合評価点が最も高い者を受託候補の第一優先候補者として選定し、次点の者を第二優先候補者とする。

(2) 総合評価点が同点の場合

総合評価点が同点の場合は、つぎの順により選定する。

ア 技術点に差がある場合

技術点が一番高い者を受託候補の第一優先候補者とし、次点の者を第二優先候補者とする。

イ 技術点が同点の場合

見積金額が一番低い者を受託候補の第一優先候補者とし、つぎに低い者を第二優先候補者とする。

ウ 技術点および見積金額が同一の場合

当該事業者にくじを引かせて選定を行う。この場合において、くじを引かない者または出席しない者があるときは、提案書評価事務に関係のない職員にこれに代えてくじを引かせることとする。

5 受託候補者との協議

(1) 受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

(2) 受託候補者が本件の契約を辞退した場合、または契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、もしくは虚偽の提案を行ったことが

判明した場合は、当該事業者を失格とする。この場合においては、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

- (3) 提案内容および見積金額についても、協議の内容に含まれるものとする。

6 情報公開

- (1) 本件業者選定に関する情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものである。情報公開に際しては、別紙4「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとする。
- (2) 採点表の開示（情報提供）は、受託候補者との契約締結後とする。なお、契約優先候補者決定後は、提案事業者に対して自己の採点表を開示（情報提供）することができる。

7 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとし、区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 契約締結までの間に欠格条項に該当した場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等に虚偽の記載があった場合は、当該提案を無効とするとともに、当該提案者に対し指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合は、当該提案を無効とすることがある。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となるものを使用したことにより生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。

8 問合せ先・担当

練馬区教育委員会事務局

教育振興部 教育施策課 教育ICT環境整備係 柏木、下間

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階

電話 03-5984-1065

メールアドレス ATGAKK001@city.nerima.tokyo.jp